

豊島区地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>豊島区地域公共交通会議設置要綱</p> <p>制定 平成20年11月 6日 (略)</p> <p>改正 令和4年 4月 1日</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項について所掌するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 豊島区におけるコミュニティバス等の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(交通会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、構成員の互選により選任された者をあてる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。</p> <p>3 交通会議は、会長が召集する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、他の委員又は前条各号に定める当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。</p> <p>6 交通会議の議決は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の3分の2以上の同意で決する。</p> <p>7 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>8 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>9 交通会議の庶務は豊島区都市整備部都市計画課において処理する。</p>	<p>豊島区地域公共交通会議設置要綱</p> <p>制定 平成20年11月 6日 (略)</p> <p>改正 令和4年 4月 1日</p> <p>改正 令和6年 3月21日</p> <p>第1条～第2条 (同左)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項について所掌するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</p> <p>(2) 豊島区におけるコミュニティバス等の必要性及び運行計画並びに事業の管理に関する事項</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(交通会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、構成員の互選により選任された者をあてる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。</p> <p>3 交通会議は、会長が召集する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、他の委員又は前条各号に定める当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。</p> <p>6 会長が認める場合、交通会議にはオンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法）で出席することができる。ただし、映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも出席とする。</p> <p>7 交通会議の議決は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の3分の2以上の同意で決する。</p>

(新規)

第6条 委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

8 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

9 交通会議は原則として公開とする。

10 交通会議の庶務は豊島区都市整備部都市計画課において処理する。

(運賃協議会)

第6条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項に規定する運賃等を定め、または変更しようとする協議を行う際は、同項に規定する協議会(以下「運賃協議会」という。)を置くものとする。

2 運賃協議会の委員は、第4条各号に掲げる委員のうち、第1号、第2号、第3号及び第9号に掲げるものからそれぞれ1名以上選出するものとする。

第7条 委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(同左)

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。